

国立大学法人群馬大学荒牧地区交通規制実施委員会規程

平成29. 9. 20 制 定
改正 令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、荒牧地区構内（以下「構内」という。）の交通安全及び教育・研究環境を保持するため、国立大学法人群馬大学荒牧地区交通規制実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、構内の交通規制に関することについて審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 共同教育学部及び情報学部から選出された教員 各2人
- (2) 共同教育学部及び情報学部の副事務長
- (3) 総務部総務課長
- (4) その他委員長が必要と認める者 若干人

(任 期)

第4条 前条第1号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員の中から互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成29年9月20日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。